

令和7年第12回教育委員会定例会 会議録

1 開催日時 令和7年12月23日（火）午後1時30分～午後2時25分

2 開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

3 出席者

【教育長】 児島 靖

【委 員】 浅井 敦臣

【委 員】 竹田 卓弘

【委 員】 向 文緒

【委 員】 河合 香吏

【事務局】 教育部長	森本 邦博
いきがい創生部長	塚本 滋
教育総務課長	宮寄 英介
同 課長補佐	田之上 愛子
同 主査	砂田 恭平
同 主任	倉知 美香
学校教育課長	前原 敦
同 主幹（教）	梶田 英男
同 主幹（事）	梶田 傑
同 指導主事	湯浅 公
同 課長補佐	深見 健司
学校給食課長	加藤 純也
文化財課長	北野 将好
野外教育センター所長	神戸 明子
いきがい推進課課長補佐	若杉 尚代
図書館長	松田 健作

4 議 題

- (1) 「県民の日学校ホリデー」の実施について
- (2) 坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針（中間案）について

5 報 告

(1) 第4次春日井市子ども読書活動推進計画の改定（案）について

6 議事概要

教育長

本日の傍聴者はなし。

教育長

春日井市教育委員会会議規則第6条第2項の規定により、会議録署名人は、浅井委員を指定。

教育長
(報告事項)

11月15日、16日に少年自然の家で、市民の方に学校給食を体験していただく「給食レストラン」を開催した。メニューは子どもたちに人気の高い「秋のたきこみごはん」「はっこう乳」「もみじのお吸い物」「さば銀紙焼き」「きらす揚げ」だった。事前に申し込みされた1,163人の方に、6回に分かれて食べていただき、大変好評だった。

11月20日には、教育委員会事務局7名で、「学びの多様化学校」である岐阜市立草津中学校を視察してきた。子どもたちが、朝登校し、時間割はあるが、決められた教室だけでなく、自分の好きな場所で学んでいた。何より落ち着いてゆったりとした空間、時間の中で生活している姿が印象的だった。

12月17日は、「かすがいいきいきアカデミー」の閉校式を市民会館で行った。以前は、60歳を超えた方が対象だったが、今年から18歳以上の方に広げた。記念講演として、元京都芸術大学教授の小林昌廣先生に、「映画『国宝』と歌舞伎の世界」と題して、講演いただいた。大変興味深いお話を伺いすることができた。

12月19日に、第2回文化財保護審議会を開催した。「下街道歴史ひろばの設計変更」「文化財課の移転先の検討（四つ建民家、御浜御殿門は保存）」「郷土館の特別開館の実施」「上条城の発掘調査終了」について報告し、意見をいただいた。

学校関連では、現在も市内の学校では、インフルエンザが流行している。10月末から本日まで、学級閉鎖が34校93クラス、学年閉鎖が1校1学年である。本日23日が終業式で、明日から14日間の冬季休業に入る。年明けは、1月7日（水）が始業式で、3学期が始まる。

14日から20日には、「けやきの子作品展」を、文化フォーラム春日井交流アトリウムで開催する。特別支援学級や特別支援学校の児童生徒の作品が展示されるので、ぜひご覧いただきたい。

今年もあと1週間となった。来年は「午年」である。午は、昔から躍動、成功を象徴する干支とされている。まっすぐ前へ進む力強さから、発展する年、努力が実を結ぶ年ともいわれる。令和8年は、その中でも特に活気のある「丙午（ひのえうま）」である。春日井の教育をより前へ進め、発展させ、良い年にしていきたいと思う。

教育長

1 議題

(1) 「県民の日学校ホリデー」の実施について

学校教育課主幹（教）

資料に基づき『県民の日学校ホリデー』の実施について説明。
愛知県「休み方改革」プロジェクトの一環として「県民の日学校ホリデー」が創設されて、今年で3年目になる。「県民の日学校ホリデー」は11月21日から27日までの「あいちウィーク」の期間の1日を「県民の日学校ホリデー」に指定し、休業日とするものである。子どもたちが家族などと一緒に体験的な学習活動等に参加することを通して、愛知県への愛着と県民としての誇りをもつ環境を醸成すること、保護者の有給休暇の取得を促進することの2つを目的としている。

令和8年度は、小学校の宿泊行事や曜日を勘案し、11月24日（火）を「県民の日学校ホリデー」に設定したいと考えている。なお、この日は、「県民の日学校ホリデー」の趣旨に合わせ、市立小中学校の教職員についても、家族などと一緒に体験的な学習活動等に参加したり、年次休暇の取得をしやすくしたりするために、教職員不在の学校閉校日としている。保護者、地域等からの緊急連絡については、夏季休業中の学校閉校日と同様、春日井市教育委員会学校教育課で受ける。また、施設管理についても、学校閉校日と同様の扱いをしていく。実施日やその期間の対応については、保護者や地域に対しても、各種の会合や学校通信、市ホームページ等で周知を図っていく。

教育長

採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。

教育長

(2) 坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針（中間案）

について

学校教育課主幹（事）

資料に基づき「坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針（中間案）」について説明。

令和7年2月に策定した「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」の中で、中学校区で見た場合に、将来、全ての小学校が過小規模校または小規模校になると推定される中学校区にある学校を最優先に検討することとしている。今年度は最優先に検討することとしている坂下、藤山台、高森台、石尾台、岩成台の5つの中学校区にある17の小中学校において、学校の適正規模等の検討を開始し、これまでアンケートや意見交換会を実施し、検討を進めてきた。各地区で開催した意見交換会では、様々なご意見やご質問をいただきしており、各地域の実情に応じた検討を進めていくことが重要と考えている。こうした中、坂下中学校区においては、これまでの取組を踏まえ、より具体的な検討を進めていく段階になったと判断し、このたび坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針（中間案）を策定することとした。

資料の「坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針（中間案）」の目次に記載のとおり、本方針は、「I 基本方針の策定にあたって」から「VI 今後の進め方」までの構成としている。

「I 基本方針の策定にあたって」では、1ページの「1 策定の趣旨」「2 小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」及び3ページの「3 坂下中学校区でのこれまでの取組」を記載している。4ページ「II 児童生徒数推計」では、坂下中学校、坂下小学校、西尾小学校及び神屋小学校のそれぞれの児童生徒数、学級数の推計を記載している。なお、中学校については、愛知県では、2年生が令和8年度以降、3年生が令和9年度以降、40人学級から35人学級へ移行することとされており、移行する年度から、それぞれ1学級35人で推計している。(1) の坂下中学校では、生徒数は減少すると推計されるものの、学校規模は、クラス替えができる「やや小規模」で推移すると推定している。(2) の坂下小学校では、現在の学校規模は適正だが、児童数が減少すると推計され、令和12年度からクラス替えができない学年がある「小規模」、令和22年度では、全学年でクラス替えができない「過小規模」になると推定している。(3) の西尾小学校では、「過小規模」のまま児童数が減少すると推計され、令和9年度から一部の学年が、令和22年度では全ての学年が複

数学年の児童を同じ学級に編成する複式学級になると推定される。

(4) の神屋小学校では、現在の学校規模は小規模であるが、児童数が減少すると推計され、令和10年度からは、「過小規模」になると推定される。

6ページから9ページの「III アンケート結果」では、令和7年5月から7月にかけて、在校生及び未就学児の保護者、小学3年生から中学3年生までの児童生徒及び地域にお住まいの方を対象に実施したアンケートの主な結果を記載している。「1 学校の適正規模等に取り組むことについて」では、1学年に2学級以上となるよう学校の適正規模及び適正配置に取り組むことについて、賛成の割合は、小学校全体の保護者で約6割、地域の方で約8割、中学校の保護者で約7割となっている。「2 複数学級を望む声について」では、1学年に複数学級が望ましいと考えている方はとても多く、クラス替えを契機に、新しい人間関係を構築することができると考えている。「3 学校生活において重要と思うこと」では、児童生徒は、クラス替えができて友達がたくさんできることや、体育大会などの行事でクラスに活気があることが大事だと考えている。地域の方は、多くの子どもたちによる人間関係の広がりや、子どもたちの登下校について重要と考えている。「4 魅力ある学校づくりを進めるため、学校の規模や配置を見直す場合に重要と思うこと」では、保護者は子どもの人間関係の広がりや、子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育を重要と考えている。地域の方は、子どもたちがより良い教育環境で学校生活を送れることが重要と考えている。「5 学校の適正規模等の取組において心配なこと」では、保護者は登下校に関する心配を考えている。登下校については、安全性や時間が重要と考えている。

10ページ、11ページの「IV 意見交換会でのご質問・ご意見」では、保護者や地域の方を対象に実施した意見交換会でいただいた質問や意見を記載している。詳細は、15ページ以降に参考資料として記載している。第1回意見交換会は各小中学校で開催し、参加者からは、学校を統合する場合のスケジュールや今後の具体的な検討の進め方、バスの導入についての質問を多くいただいた。また、具体的な統合案を示して欲しいなどの意見をいただいた。第2回の意見交換会は、坂下中学校区全体で開催し、参加者からは、今後の具体的な検討の進め方やスケジュール、通学バスについての質問を多くいただいた。また、具体的な統合案を示してほしいとの意見や、子

どもたちへの対応、跡地の活用など、統合に関して様々な質問をいただいた。

12ページの「V 基本方針」では、子どもたちにとってより良い教育環境の実現を図るため、これまでの取組を踏まえ、坂下中学校区における学校統合に向けた方針を示している。方針1では、坂下中学校区が隣接する中学校区と地形的な隔たりがあることや、春日井市に合併前の旧坂下町地区として地域のつながりがあることから、坂下中学校区内での統合を検討することとしている。その上で、方針1の（1）では、坂下中学校は生徒数が減少するものの、学校規模は「やや小規模」で推移すると推定されるので、現時点では、他の中学校との統合はしないものの、今後の生徒数の推移を見守ることとしている。また、（2）では、将来、坂下小学校及び神屋小学校では「過小規模」になると推定され、西尾小学校では全学年で複式学級の編成が推定されるため、3校の統合に向けて検討を進めることとしている。なお、13ページには、坂下小学校、西尾小学校及び神屋小学校の児童数推計の合計を記載しており、統合となった場合、適正規模で推移すると推定している。方針2では、新しい学校が魅力ある学校となるように検討を進めることとしている。小中一貫教育や特色あるカリキュラムの導入など、子どもたちだけでなく、地域にとっても魅力ある学校となるように検討する。また、コミュニティースペースの設置など、地域の拠点としての学校づくりを検討する。方針3では、保護者や地域の方、学校関係者と連携しながら、丁寧に検討を進めることとしている。これまでの取組と同様に、意見交換会などを通じて、しっかりと議論を積み重ね、保護者や地域の方の十分な理解や協力を得ながら検討を進めるとともに、積極的な情報発信にも努めていく。

14ページの「VI 今後の進め方」では、基本方針策定後の統合に向けた検討の流れを記載している。基本方針策定後は、坂下中学校区の保護者や地域の代表の方、学校関係者などで構成する「坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会」を組織し、統合の必要性を含め、より具体的な検討を行う予定である。懇談会での意見交換を踏まえ、学校を統合することとした場合は、統合に向けた計画を策定していく。

なお、本方針については、本定例会で承認いただければ、1月29日の市議会福祉教育委員会で報告した後、2月9日から3月11日までの期間でパブリックコメントを実施する。市民の皆様からのご意

	見などを踏まえた最終案については、改めて教育委員会定例会でご協議いただだく予定としている。
竹田委員	資料14ページに記載のある「坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会」と「意見交換会」は別という認識で良いか。
学校教育課主幹（事）	懇談会で、代表の方から様々な意見をいただく中で、地域の方にも意見を聞く必要が生じれば、意見交換会という形で地域の方や保護者の方に参加いただいて、さらに意見をいただくことを考えている。
竹田委員	意見交換会は誰が来ても良いということで参加者を募集するのか。
学校教育課主幹（事）	そのとおりである。一方で、懇談会は、代表委員として出ていただく方を決定し委員として従事していただくが、地域の方にも参加して見ていただけるように公開という形で開催する予定である。
竹田委員	傍聴できるということか。
学校教育課主幹（事）	そのとおりである。
向委員	「坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会」は、あくまでも意見交換で、具体案の策定ではないということか。
学校教育課主幹（事）	市の方から、学校の場所や通学方法など様々な提案をして、その中で意見をいただくという形をとる。そこで何かを決定することはない。
向委員	市としては、これまでの説明会とは違つて、少し具体案をいくつ挙げていくということか。
学校教育課主幹（事）	そのとおりである。

向委員	意見交換会の質問を見ると、とにかく具体案を出してくださいという意見がすごく多かったので、どこかの時点で、複数の案を出すべきだと考える。
学校教育課主幹（事）	懇談会の方でいくつか提案をさせていただく中で、様々なご意見をいただいて、進めていこうと思っている。
向委員	先日、神屋小学校の意見交換会を見学させていただいたが、やはり地元の方も統合はやむを得ないという雰囲気だと感じた。小中一貫校にした方が良いのではないかとか、用地は中学校なのか小学校なのかとか、通学の経路を考えると坂下小学校の児童が坂下中学校まで行くことはリスクがあるがバス通学にはならないので配慮してほしいとか、様々な意見が聞かれた。例えば小中一貫校にするという案が1つあったとしても、その中でも用地を中学校に統合するのか、それとも、小学校と分離して、行事や部活動や教育だけは専門の教員が行き来するとか様々な方法がある。12ページに、小中一貫教育や特色あるカリキュラムの導入と記載があるが、このあたりをもう少し具体化した市の案が出ると、意見交換も進むのではないかという印象を持った。
河合委員	13ページに、保護者や地域の方、学校関係者と連携しながら丁寧に検討を進めていくと記載があるが、保護者や地域の方と学校関係者の意見交換や情報提供のタイミングは同時になるのか。 保護者の間で噂が広まり学校に確認する際に、学校側も全然知らないとなると保護者の不安が募る。噂が変に先行されても困るし、同時タイミングではまとめるのが大変かと思うので、学校関係者には、先にある程度具体例等を情報提供してから保護者や地域の方に発信すると意見交換がスムーズに進むのではないかと思う。
浅井委員	意見交換会で集約したものは、地域の方や全体に返していくのか。
学校教育課主幹（事）	各小学校や中学校単位で行った意見交換会については、議事録を市ホームページに順次掲載している。 坂下地区の場合、第1回意見交換会は、各小学校区と中学校を対象にやっており、第2回意見交換会は、中学校区全体でやっている。

	第2回意見交換会の際に、第1回の意見交換会でこういう意見がありましたという部分は伝えている。
浅井委員	集約して最終的に決まったものは、どうやって周知するのか。
学校教育課主幹（事）	教育委員会定例会の承認後、市議会福祉教育委員会で報告させていただき、パブリックコメントを行うので、そこで改めて周知してご意見をいただくことになる。
向委員	15ページ以降に、参考資料としてこれまでの意見交換会の主な質疑応答が記載されているが、このように公開していくということか。
学校教育課主幹（事）	そのとおりである。参考資料の内容もすでに議事録として市ホームページで公開されている。また、主なものではなくほぼ全て公開されている。
向委員	地域の方はこれを見ればわかるということか。
学校教育課主幹（事）	そのとおりである。
河合委員	懇談会の時に委員の方にこういう資料を先にお渡しすると思うが、傍聴人は当日しか資料を見ることができないのか。
学校教育課主幹（事）	具体的にどう進めるかはまだ決まっていない。
河合委員	話す内容は、ある程度市ホームページなどで情報開示されているが、詳しい内容は本当に関わりのある人しか見ることができない。傍聴に来た時もこういう資料が手元にあって、淡々と進められるのでは追っていくのが大変である。意見交換会で出た質問を見ると、事前に情報があれば聞かれないような意見が結構あったりする。現状を知らない方も多いので、内容をある程度早めに知ってもらえるともっと意見の集約もしやすくなり、また、何度も説明する手間がいらなくなるのではないか。そういう情報開示も考えていくと、発展

	性のある話し合いが進めていけると思う。
学校教育課主幹（事）	進め方は検討していく。
教育部長	今回、坂下中学校区については、これまでの意見交換会を踏まえて、より具体的な検討を進めていく段階になったという判断をして、他の地区よりも先行的に行っているが、藤山台中学校区と岩成台中学校区のそれぞれに対しては、それぞれとの統合を含めた検討を進めていきますという説明をしている。次のステップとしては、藤山台中学校区と岩成台中学校区合同の意見交換会をやる予定である。高森台中学校区と石尾台中学校区については、もう少し議論を固めていく必要があると考えていて、進め方は今検討しているが、スピード感、温度差が出てきているという流れになっている。
向委員	それが丁寧に地域の意見を聞きながら進めていくということなのだと思う。逆に言えば、ある程度統合にポジティブな地域において、魅力的な学校づくりをして、良い例を示していくことで、他の地域についても、こういう形なら良いかもと思えるようになれば良いのではないか。地域に合わせて、多少スピード調整してやっていくと良いと思う。
学校教育課主幹（事）	今回の中間案を承認いただいた場合、市議会福祉教育委員会の報告前までに、もし資料の中で、軽微な修正があれば、事務局の判断で修正することをご承知おきいただきたい。
河合委員	パブリックコメントの時に、今のこの現状をどれだけ公開するのか。
学校教育課主幹（事）	全て公開する。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。

教育長

2 報告

(1) 第4次春日井市子ども読書活動推進計画の改定(案)について

図書館長

資料に基づき「第4次春日井市子ども読書活動推進計画の改定(案)」について説明。

この計画については、「第1章 計画の延長にあたって」、「第2章 目指す目標値の見直し」、「第3章 第4次計画の基本方針」、「第4章 子ども読書活動推進のための施策」、「第5章 計画の推進」の5つの章で構成している。

「第1章 計画の延長にあたって」の「1 計画延長の背景と趣旨」について、本年9月12日の教育委員会定例会において、子ども読書活動推進計画の改定方針について説明したとおり、第2次春日井市生涯学習推進計画、第2次かすがい市民文化振興プランが令和9年度に終期を迎える。2計画の始期に合わせ、子どもの読書活動に関する施策を生涯学習や文化振興等と連携して実施することで、事務の効率化を図り、より効果的に読書活動を推進するため、次期計画の策定を延期し、現計画を延長することとしたものである。「2 計画の対象」については、18歳以下とする。「3 計画期間」については、現計画を2年間延長し、令和9年度までとする。「4 計画延長の内容」については、第4次計画で掲げた基本理念及び基本目標を引き続き推進するとともに施策及び具体的な取組を引き続き実施していく。

「第2章 目指す目標値の見直し」について、3ページに「基本目標I 家庭・地域・学校・市図書館における読書活動の推進」の目標の達成状況・目標値を記載している。不読率について、本市は、令和7年度に調査を行っていないが、「愛知県子供読書活動推進計画」改定時に愛知県が実施した令和4年度の調査において、計画策定時の平成29年度の調査よりも不読率がいずれの年代も高くなっている。本市においても状況が変わらないと予測されることから目標値を据え置くこととする。「児童書及び絵本の貸出冊数」については、令和3年度は542,422冊、令和4年度は649,914冊、令和5年度は649,171冊の貸出があり、目標値を越えた。大幅に増えた要因としては、4ページにある「読み継がれる絵本コーナー」の開設や、幼稚園、保育園等への団体貸出が増加したことによるもの、グルッポふじとう図書館の認知度が高くなり、グルッポふじとうの利用者

が増えたことによるものである。令和6年度は621,130冊で目標値を越えなかつたが、令和6年度は施設工事に伴う休館や鷹来公民館の閉館があり、それらを勘案すると約641,000冊の貸出があつたと推計でき、目標値を越えることから、令和9年度の目標値は650,000冊として設定する。4ページには、「基本目標Ⅱ 市図書館などの読書環境の整備・充実」の目標の達成状況と目標値を記載している。読み継がれる絵本コーナー図書資料貸出数については、令和2年度からコーナーを開設し、以降、毎年目標値を超え、令和6年度においては大幅に目標値を超えた。令和7年度に絵本のリストを見直し、より多くの貸出に繋がるように事業を進めるとともに目標値を見直す。調べ学習に関する支援については、令和6年度までのいずれの年度においても目標値を超えていないことから、目標値を据え置く。

5ページ以降については、第4次計画の内容からの大幅な変更はない。「第3章 第4次計画の基本方針」の「1 基本理念」では、本は子どもの日常生活の中で友だちのように身近な存在であり、心の成長において必要不可欠なものと考え、子どもが読書に親しむきっかけづくりや、読書環境の整備を推進、充実することを目指し、引き続き、「子どもの心を育てる 本は人生の友だち！」を基本理念としている。「2 基本目標」は、基本理念を実現するため、「目標Ⅰ 家庭・地域・学校・市図書館における読書活動の推進」「目標Ⅱ 市図書館などの読書環境の整備・充実」の二つを掲げている。

7ページ、8ページ記載の「3 施策の体系」では、本計画の basic 理念、基本目標、施策、具体的な取組を体系的に整理してある。具体的な取組のうち、(2)家読（うちどく）事業の啓発・推進、(13)中学生・高校生等への学習機会の提供、(24)子どもや子育て世代向けのコーナーの充実、(25)読み聞かせ動画の配信、(26)電子書籍についての調査研究について、計画策定時は新規取組として記載していたが、いずれの取組も事業として実施できており、これらについても引き続き取り組んでいく。9ページの「第4章 子ども読書活動推進のための施策」では、具体的な取組の内容を記載しており、策定当時と事業名が変更になったものについて整理してある。14ページの「第5章 計画の推進」の「1 関係機関・団体との連携・協働による推進」では、市図書館、学校図書館、地域ボランティア等関係者それが各自の役割を果たし、相互の連携を図り、計画を推進していく。15ページの「2 計画の実施状況の点検・評価」

については、進行管理についてP D C Aサイクルによる実施状況を点検、評価の上、図書館協議会で報告していく。

河合委員

12ページ(26)の電子書籍の調査研究について、どこまで研究が進んでいるのか。また、導入の見込みはできたのか。

図書館長

他市町村の状況を調べたところ、購入金額が高く、年間の利用回数が決まっており、それ以上見ようすると更新費用が必要であつたりする。導入したがやめた市町村もあり、今後各自治体が導入し需要が増えれば価格が下がるかもしれないが、今の時点では高額であり、今の財政状況等を勘案すると難しい状況である。しかし、デジタルの時代にはなってきているので、引き続き、他自治体の事例等を見ながら調査研究していく。

河合委員

読み聞かせ動画は、今どのくらいの本数を見ることができるのか。

図書館長

著作権の問題があり、春日井市の昔話などしか用意ができていないので、本数は少ない。また、動画の再生回数も多くなく、成果は上がっていない。こちらも事例を調べながら進めていきたい。

向委員

動画の配信になると著作権が関わってくると思うが、図書館に出向いて、動画を見ることは大丈夫ではないのか。

図書館長

YouTubeなどのネット環境で配信しているため難しい。

向委員

動画を図書館で見るとても、配信を利用する形になるので、著作権に抵触するという認識で良いか。

図書館長

そのとおりである。なお、図書館ではD V Dなどは観ることができるようにになっている。

向委員

図書館で常に読み聞かせボランティアの人がいて読み聞かせをやっているわけではないということで良いか。

図書館長

定期的に行っているものである。

向委員	読み聞かせ以外の日に、例えばその読み聞かせを見たいという方がいた場合、録画したものを、その場で見るということであれば、おそらく著作権に抵触しないのではないかと思う。
図書館長	調査研究して、より多くの方に、読み聞かせ事業の映像を見ていただけるよう考えていきたいと思う。
向委員	図書館に来るのが大変だという方にとって、配信はとても大事だと思う。決まった曜日にしかない読み聞かせを違う曜日にも聞きたい、図書館に出向くことはできるという方のために、録画を見ることができる環境にするのも一つの方法だと思う。
竹田委員	3ページの目標の達成状況、目標値について、高校生は春日井市内にある高校の学生を対象にして調査をしているということで良いか。
図書館長	春日井市内の高校に通っている高校生を対象にしている。
竹田委員	春日井市に住んでいるが名古屋の高校に通っている人は含まれないということか。
図書館長	そのとおりである。
竹田委員	18歳の大学生は含まれないということか。
図書館長	そのとおりである。
浅井委員	9ページ記載の「家読（うちどく）事業の啓発・推進」で、家庭での読書習慣を設ける方法等の情報の提供とは、具体的にはどのようなことか。
図書館長	家読（うちどく）については、家族全員で本を読むことで、家族のコミュニケーションを深める取組である。家族で同じ本を読めるように、図書館で家読に適した本を置くコーナーを作り、それを借りて読んでいただき、家族で感想を言い合うことを奨励している。

浅井委員	年齢関係なく家族全員で読めるような本を提供するということか。
図書館長	そのとおりである。特に小さい子どもとその保護者がお話できるような本を提供している。
○参考資料について	
浅井委員	25ページ記載の障がい者の生涯学習「エンジョイ+」は、毎月開催しているのか。
いきがい推進 課長補佐	毎月第3日曜日に総合福祉センターで開催している。
浅井委員	11月は、定員40人のところ受講者は9人であり、定員の割に受講者が少ない。事業名では内容がよくわからないが、周知はしているのか。どんなことをやるのかがもう少し伝われば受講者が増えるのではないかと思う。
いきがい推進 課長補佐	市のホームページで毎月内容については周知を行っており、参加したい方が自由に会場に来て参加いただけるようになっている。 12月は内容がクリスマス会であり、20名ほどにご参加いただいた。
河合委員	各講座の開催日が複数のとき、定員や受講者数は各何人と記載されていたり、開催日の分だけでなくて1つずつしか記載がなかつたりする。受講者数は合計なのか、それぞれ最後の日の参加人数だつたりするのか。事業計画について、複数回開催日がある場合、「各」と記載がなくても定員は各10人や各20人であるという認識で良いか。また、事業報告についても、複数回開催日があっても、受講者数が1つしか記載されていなかったりするので、できれば統一してほしい。
いきがい推進 課長補佐	例えば、25ページの「発明クラブ」について、定員は午前20人、午後20人ということで「各20人」という記載の仕方になっている。他の講座について、複数日の記載があるのは、全ての回において

て同じ方が参加をしていただいている講座である。例えば、松原学習センターの「『クラシック音楽』に親しもう！Ⅱ」は、開催日が4日間あり、これは4日間とも同じ方が参加されたということで、受講者数が15名となっている。

河合委員

各開催日に同じ人が受講し、ばらばらに参加できるというわけではないということか。

いきがい推進
課長補佐

そのとおりである。

上記のとおり、議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び指定された会議録署名人が署名する。

令和8年1月27日

教育長 児島 靖

署名人 浅井 敦臣